

安全・安心まちづくり委員会委員公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりの実現について、県民と共に考えていくため、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき設置された安全・安心まちづくり委員会の委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集人数)

第2 募集人数は、条例第8条第3項に規定する定数20人以内のうち、若干名とする。

(募集期間)

第3 募集期間は、令和8年8月20日(木)から令和8年9月17日(木)までとする。

(応募資格)

第4 募集対象とする者は、次の事項に該当する者とする。ただし、応募の時点で県の職員及び県の他の審議会等の公募委員となっている者並びにこれまでに本委員に2期（予定を含む）就任したことがある者を除く。

- (1) 宮城県内に居住している者
- (2) 令和8年4月1日現在で満18歳以上の者
- (3) 犯罪のない安全・安心まちづくりに関心と理解があり、地域づくりや防犯活動の経験のある者
- (4) 平日に開催される会議（年1～3回程度開催予定、1回当たり2時間程度）に出席が可能である者

(応募方法)

第5 委員に応募する者には、必要事項を記入した別紙様式による応募用紙及び「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」についての意見・提言を800字程度にまとめ提出させるものとする。

2 前項に規定する応募用紙及び意見・提言（以下「応募書類」という。）の提出方法は、県環境生活部共同参画社会推進課への直接持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールとする。

なお、応募書類の受付については次のとおりとする。

- (1) 直接持参 第3に規定する募集期間内の開庁日の午前9時から午後5時までに持参したもの
- (2) 郵送 第3に規定する募集期間内の消印があるもの
- (3) ファクシミリ及び電子メール 第3に規定する募集期間内に到達したもの

3 提出された書類は、返却しないものとする。

(公募委員の選考)

第6 公募委員の選考は、別に定める安全・安心まちづくり委員会公募委員選考会の会議により実施する。

2 選考結果は、全ての応募者に対し通知するものとする。

(任期)

第7 任期は、令和8年10月30日から令和10年10月29日までの2年間とする。

(報酬等)

第8 会議に出席の都度、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号。）で定める報酬（日額）及び旅費を支給するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月18日から施行する。